

労 審 発 第 1394 号  
令 和 4 年 3 月 23 日

厚生労働大臣  
後藤 茂之 殿

労働政策審議会  
会長 清家 篤



令和4年3月23日付け厚生労働省発基安0323第1号をもって諮問のあった「労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱」については、本審議会は、下記のとおり答申する。

記

別紙「記」のとおり。

令和4年3月23日

労働政策審議会  
会長 清家 篤 殿

労働政策審議会安全衛生分科会  
分科会長 城内 博

「労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱」について

令和4年3月23日付け厚生労働省発基安 0323 第1号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

厚生労働省案は、妥当と認める。